

第5章 市民・事業者に期待される取組

基本目標 1【地球環境】

脱炭素社会の実現を目指したまちづくり

主に関連
する SDGs
の目標



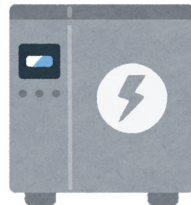
1 省エネルギーの推進

取組内容	市民	事業者
家電や設備機器を更新する際は、省エネ性能の高い製品を選択しましょう。	●	●
自動車を購入する際は、環境負荷の少ない次世代自動車を選択しましょう。	●	●
冷暖房温度の適正管理やこまめな消灯など、省エネルギー行動を実践しましょう。	●	●
電気やガス等の使用量をチェックし、無駄なエネルギーを使わないようにしましょう。	●	●
クールビズやウォームビズを実践しましょう。	●	●
自動車を運転する際は、エコドライブを実践しましょう。	●	●
時間帯指定や宅配ボックスの設置など、宅配便の再配達防止に努めましょう。	●	
住宅や事業所を新築・改築する際は、ZEH や ZEB を選択しましょう。	●	●
クールシェアスポットを確認し、利用しましょう。	●	
「うちエコ診断 WEB サービス」や「省エネ最適化診断」等を活用し、効果的な省エネルギー対策に取り組みましょう。	●	●
距離や時間に応じて、自動車の利用を控え、徒歩や自転車、公共交通機関を利用して移動しましょう。	●	●



2 再生可能エネルギーの導入推進

取組内容	市民	事業者
住宅や事業所に太陽光発電設備等の再生可能エネルギー設備の導入を検討しましょう。	●	●
住宅や事業所に蓄電池を導入し、電気を効率的に利用するとともに、災害に備えましょう。	●	●
再生可能エネルギー比率の高い電力への切り替えを検討しましょう。	●	●
大規模な太陽光発電設備を設置する際には、地域環境との調和に十分配慮しましょう。		●



3 気候変動への適応

取組内容	市民	事業者
気候変動影響に関する情報を入手し、気候変動の進行状況や想定される影響への適応について理解を深めましょう。	●	●
猛暑日や熱帯夜は熱中症の予防に努めましょう。	●	●
災害に備えて、食料や飲料水の備蓄、ハザードマップによる避難経路及び避難場所の確認など、日頃から防災対策に取り組みましょう。	●	●



基本目標 2【資源循環】

資源が循環する持続可能なまちづくり

主に関連
する SDGs
の目標



1 3R の推進

取組内容	市民	事業者
本市のごみの排出・処理状況等に関する情報に関心を持ち、ごみの減量化・リサイクルの必要性について理解を深めましょう。	●	●
水切りの徹底や生ごみ処理機等の使用によって、生ごみを減量しましょう。	●	●
食材の使いきりや食べきり、フードドライブ活動や 30・10 運動への協力等によって、食品ロスをなくしましょう。	●	
小盛りメニューやばら売り・量り売りの導入や、フードバンクへの未利用商品の提供など、食品ロスの削減に努めましょう。		●
買い物際には、マイバッグを持参してレジ袋の削減に協力するとともに、必要以上の包装を求めないよう、心がけましょう。	●	
販売商品の必要以上の包装や梱包を控え、適切な包装に努めましょう。		●
マイボトルやマイ箸等を利用し、使い捨てプラスチック製品の使用を減らしましょう。	●	
プラスチックスプーンやフォークなど、使い捨てプラスチック製品の提供を控えましょう。		●
使い捨てプラスチック製品の使用抑制に向けて、紙やバイオマスプラスチックなど、プラスチック代替品への転換に努めましょう。		●
不要になったものを安易に捨てず、リサイクルショップやフリマアプリ等を利用し、ごみが発生しないようにしましょう。	●	
ごみの分け方・出し方のルールを理解し、紙類やプラスチック製容器包装をはじめとする資源物の分別排出を徹底しましょう。	●	●
資源物ストックヤード、資源物の店頭回収や地域での資源集団回収活動を活用しましょう。	●	

店頭への資源物の回収ボックスの設置等によって、自らが販売した商品の容器包装の回収に努めましょう。		●
小型家電を捨てる際は、公共施設等に設置されている回収ボックスに排出するなど、リサイクルに協力しましょう。	●	
事業活動から発生したごみは、法令を遵守して適正処理するとともに、可能な限り減量化・リサイクルに努めましょう。		●



2 廃棄物の適正処理の推進

取組内容	市民	事業者
水銀使用製品廃棄物など、有害廃棄物はルールに従って適正に分別・廃棄しましょう。	●	●
本市で収集を行っていない廃棄物は、販売店や指定の回収業者に依頼するなど、適正に分別・廃棄しましょう。	●	●
事業系一般廃棄物や産業廃棄物は、許可業者に処理・リサイクルを委託するなど、適正に処理しましょう。		●
ごみの不法投棄やポイ捨ては絶対にやめましょう。	●	●
ごみの不法投棄を発見した際は、関係機関に通報しましょう。	●	●
「グリーンガード」や「クリーン作戦」など、地域の環境美化活動に参加・協力しましょう。	●	●
事業所周辺の道路等の定期的な清掃に努めましょう。		●
ペットの排せつ物の放置や飼い主のいない動物への無責任な餌やりは絶対にやめましょう。	●	



基本目標 3【生活環境】

歴史・文化・自然を活かした安心・安全なまちづくり



1 良好な生活環境の保全

取組内容	市民	事業者
光化学オキシダント注意報等や微小粒子状物質（PM2.5）の注意喚起情報を入手し、発令時には外出を控える等の対応をとしましょう。	●	●
規制基準の遵守はもとより、工場・事業場から発生する環境負荷を可能な限り低減するよう、努めましょう。		●
周辺住民等から苦情が発生した際は、迅速かつ適切に対応しましょう。		●
苦情の発生要因となる違法なごみの野外焼却は絶対にやめましょう。	●	●
稲わら等の焼却など、農林水産業を営む上でやむを得ず行う野外焼却であっても、近隣への影響を低減するよう、十分配慮しましょう。		●
水切りネットを使用する、調理器具や食器は油や汚れをふきとってから洗うなど、なるべく水を汚さない生活を実践しましょう。	●	
下水道整備区域内の住宅や事業所は、下水道への早期接続に努めましょう。	●	●
下水道整備区域外の住宅や事業所は、合併処理浄化槽の設置に努めましょう。	●	●
合併処理浄化槽は定期検査を受けるなど、適切な維持管理に努めましょう。	●	●
工事や事業活動によって、汚水や油等が河川や海域に流出しないよう、十分配慮しましょう。		●
近隣に対して、迷惑となる大きな音や不快な音を出さないよう、生活マナーに十分配慮しましょう。	●	
有害化学物質を使用・貯蔵する際は、排出抑制や適正管理の遵守に努めましょう。		●

化学肥料や化学合成農薬の適正利用に努めましょう。	●	●
アスベストの含有が確認された建築物の解体の際には、飛散防止対策の徹底に努めましょう。		●



2 快適な生活環境の形成

取組内容	市民	事業者
住宅や事業所を新築・改築する際は、周辺景観に調和した色彩やデザインとなるよう、十分配慮しましょう。	●	●
屋外広告物を設置する際は、周辺環境との調和に十分配慮しましょう。		●
過度の夜間照明は行わないなど、周辺への光害に十分配慮しましょう。		●
地域の歴史や文化についての理解を深め、文化財の保存・継承に向けた活動に参加・協力しましょう。	●	●
地域の公園や緑地の維持管理活動に参加・協力しましょう。	●	●
近隣に迷惑がかからないよう、所有する住宅や土地の適切な維持管理に努めましょう。	●	●
自己管理できない住宅や土地については、「空き家情報バンク」や「土地情報バンク」を活用して有効利用に努めましょう。	●	



基本目標 4【自然環境】

美しい山・川・海・星と人が共生するまちづくり

主に関連
する SDGs
の目標



1 自然環境の保全

取組内容	市民	事業者
里山の保全活動に参加・協力しましょう。	●	●
県産材の購入・活用に努めましょう。	●	●
所有する農地の適切な維持管理に努めましょう。	●	●
自己管理できない農地については、関係機関に相談して有効利用に努めましょう。	●	●
有害鳥獣による農作物被害の防止に向けて、地域ぐるみで取り組みましょう。		●
被覆肥料のプラスチック被膜殻が河川や海域に流出しないよう、十分配慮しましょう。		●
地域農産物を購入・利用し、地産地消に取り組むことで、地域の農業を応援しましょう。	●	●
河川や海岸の清掃活動に参加・協力しましょう。	●	●



2 生物多様性の保全

取組内容	市民	事業者
身近な野生動植物について関心を持ち、生物多様性への理解を深めましょう。	●	●
アケシソウなど、地域を特徴づける希少野生動植物の保護や生息・生育環境の保全に向けた活動に参加・協力しましょう。	●	●
開発事業の際は、自然環境の現状や生態系への影響を調査し、野生動植物への影響を最小限に抑える手法を検討しましょう。		●
外来生物被害予防三原則である「入れない・捨てない・拡げない」を守りましょう。	●	●



3 自然とのふれあいの推進

取組内容	市民	事業者
自然観察会や星空観察会など、自然とふれあえるイベントに参加・協力しましょう。	●	●
身近な野生動植物について関心を持ち、自然とふれあう機会を持とう、心がけましょう。	●	



基本目標 5【環境教育・環境保全活動】

一人ひとりが環境を学び、みんなで環境保全に取り組むまちづくり

主に関連
する SDGs
の目標



1 環境教育・環境学習の推進

取組内容	市民	事業者
地域の環境学習の場に参加し、地域の環境について理解するとともに、環境保全に関する知識を深めましょう。	●	
家庭において、環境について話し合う機会を設け、一緒に考えましょう。	●	
従業員の環境教育を実施し、環境保全に関する意識の向上に努めましょう。		●
専門的な知識や技術、自らの製品を活かした環境教育・環境学習の機会の創出に努めましょう。		●
本市が発信する環境情報を収集し、日常生活や事業活動での環境に配慮した取組の実践に役立てましょう。	●	●



2 環境保全活動の推進

取組内容	市民	事業者
地域で取り組まれている環境保全活動に関する情報を収集し、関心のある活動に参加・協力しましょう。	●	●
環境保全活動を行っている主体間で情報交換を行い、連携・協働して活動を広げていきましょう。	●	●

